

# 物 件 明 細

物件番号	所在地 (住居表示)	堺市西区鶴田町669番外3筆 (堺市西区鶴田町14番付近)	地目	雑種地	交通機関	JR阪和線 津久野駅 北東 約 700m	最低貸付料 (年額)	1,225,500円/年	貸付期間	10年
1										
土地の概要					特記事項					
面積	貸付対象面積 880.59 m <sup>2</sup>				<p>1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。</p> <p>2 対象地への車両等の出入りについては、堺市及び大阪府西堺警察署と協議し、許可を得てください。なお、アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、堺市と協議し、その整備等に要する費用は全て賃借人の負担となります。 (お問い合わせ先) 堺市西部地域整備事務所 電話 072-223-1600(代) 大阪府西堺警察署 交通課 電話 072-274-1234(代)</p> <p>3 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水等の処理については、堺市と協議してください。 (お問い合わせ先) 堺市上下水道局 給排水設備課 排水設備係 電話 072-250-5208</p> <p>4 対象地に水道管を引き込む場合は、堺市と協議してください。なお、水道の引き込みに要する費用は全て賃借人の負担となります。 (お問い合わせ先) 堺市上下水道局 給排水設備課 装置設計係 電話 072-250-4697</p> <p>5 電気の引込みについては、大阪府鳳土木事務所及び関西電力送配電株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等の一切の件については、全て賃借人において行ってください。 (お問い合わせ先) 大阪府鳳土木事務所 管理課 電話 072-273-0123(代) 関西電力送配電(株)コンタクトセンター 電話 0800-777-3081</p> <p>6 対象地と対象地外(制水弁室)との境界部分については対象地内にネットフェンス等を設置してください。なお、これらの整備等に要する費用は、全て賃借人の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府鳳土木事務所 管理課 電話 072-273-0123(代)</p> <p>7 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等は、全て賃借人の負担となります。</p>					
接面道路の状況	西側：市道・幅員約 6 m・舗装有・高低差無									
法令に基づく制限	市街化区域内				<p>(裏面へつづく)</p>					
	都市計画法	用途地域	準工業地域							
		地域地区	準防火地域							
		建ぺい率	60%	容積率						
その他法令等										
その他条件										
供給処理施設の状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号						
		対象地周辺	対象地内							
	公営水道	本管	引込管	堺市上下水道局 給排水設備課 装置設計係 072-250-4697						
		有	無							
	電気	配電線	引込線	関西電力送配電(株)コンタクトセンター 0800-777-3081						
		有	無							
都市ガス	本管	引込管	大阪ガス(株) 導管情報センター 06-6202-2141							
	有	無								
公共下水道	本管	引込管	堺市上下水道局 給排水設備課 排水設備係 072-250-5208							
	有	有								

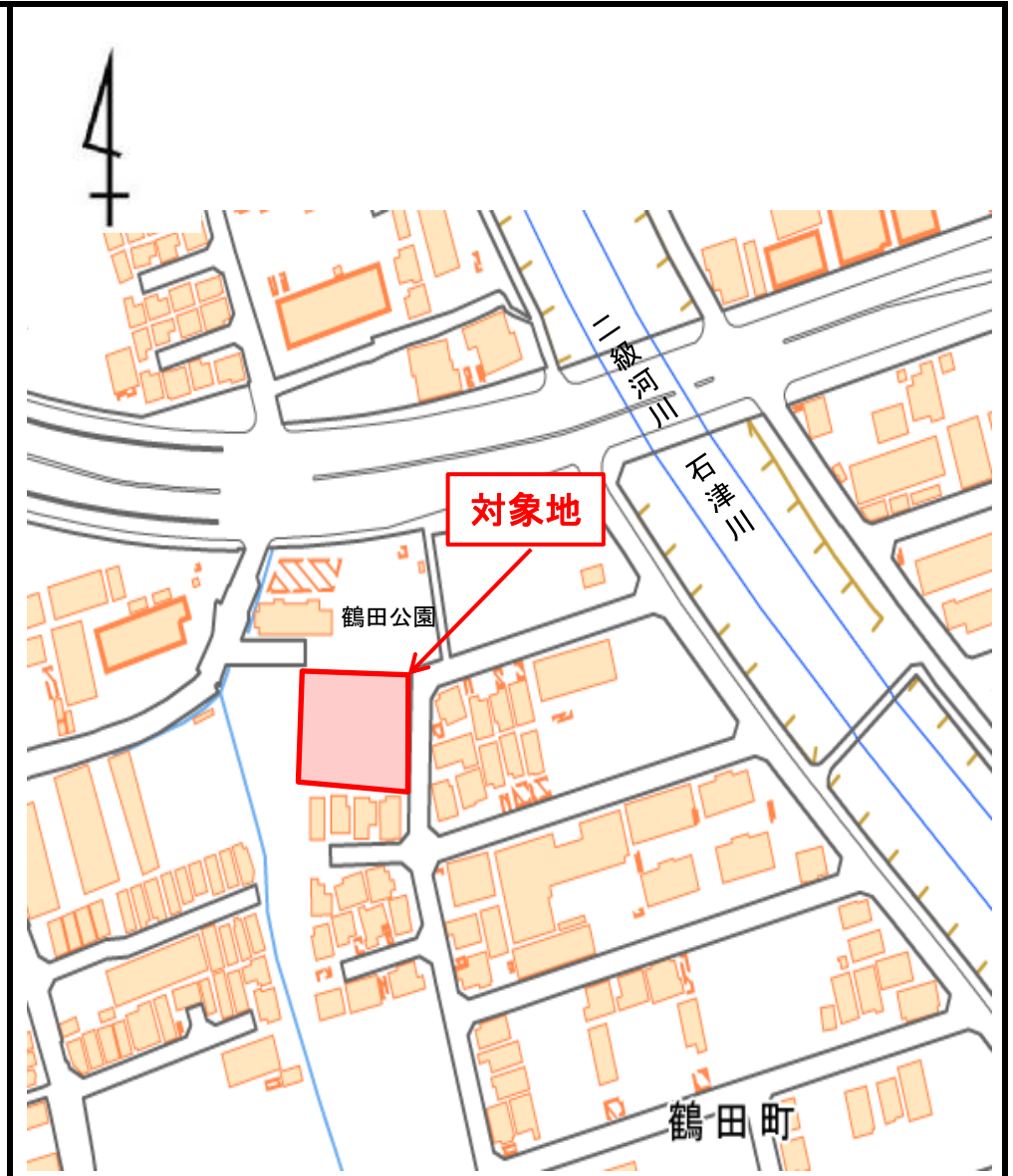
## 特記事項

- 8 対象地東側はかつて加圧ポンプ場があったため、地下に基礎杭が存置しています。詳細な埋設の箇所の確認を行う場合には、大阪府鳳土木事務所へお問い合わせください。  
(お問い合わせ先)  
大阪府鳳土木事務所 管理課      電話 072-273-0123(代)
- 9 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て賃借人において行ってください。
- 10 管理フェンスなどの周辺についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。また、それらの施設の損傷等について、対象地の貸付が起因する場合、賃借人に復旧を求めることがあります。
- 11 貸付期間の満了又は契約解除等により契約を終了する時は、期間満了日又は大阪府が指定する期日までに、賃借人の責任において、原状回復処置を実施してください。ただし原状回復の必要がないものとして本府の承認を得た場合は、この限りではありません。なお、原状回復に係る費用等は全て賃借人の負担となります。

(1)位置図 (物件番号:第1号)



出典:国土地理院ウェブサイト



出典:国土地理院ウェブサイト

(2) 平面図・丈量図 (物件番号: 第1号)

